

事務連絡
平成30年12月20日

各

| |
|------|
| 都道府県 |
| 指定都市 |

 障害福祉担当部（局）御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室

「医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地良く暮らすために
—医療的ケア児と家族を支えるサービスの取組紹介—」の公表について（情報提供）

厚生労働省では、このたび、医療的ケアが必要な子どもと家族を支える取組について、
報告書に取りまとめましたので、公表します。

現在、身体に気管切開部がある、人工呼吸器を装着しているなど日常生活を送る上で医
療的なケアを必要とする子どもが増加しています。

今回の調査は、子どもとケアを担う家族を支える障害福祉サービス等を実施する3つの
法人を対象として実施しました。報告書では、サービス内容、子どもと家族がサービス
を利用して生活する事例、家族と小児看護師のインタビューを紹介しています。

【取組のポイント】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 障害児通所支援—自宅と学校以外で遊び、活動する場 ➤同年代の友達との交流で子どもの世界が広がり、看護師が同行し積極的に外出2. 訪問支援—自宅で安心して過ごすための居宅介護、訪問看護 ➤入浴介助など日常を過ごすための支援を通じて、子どもと家族の生活を支える3. 相談支援—障害福祉等のサービスを利用するために計画を作成 ➤保護者、児童発達支援管理責任者、看護師、保育士でアセスメントを実施4. クラウドソーシング—医療的ケア児の親が就業する仕組み ➤ケア児の親たちが時間と場所の制約を受けずに仕事し、報酬を得る新たな取組 |
|--|

都道府県におかれましては、管内市町村及び関係機関への情報提供をお願いいたします。

【添付資料】

厚生労働の現場から—「医療的ケアが必要な子どもと家族が、安心して心地よく暮らすた
めに—医療的ケア児と家族を支えるサービスの取組紹介—」（報告書概要・全文）

【報告書 URL】

<https://www.mhlw.go.jp/iken/after-service-2018.12.19.html>

(問い合わせ先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
障害児・発達障害者支援室障害児支援係
TEL：03-5253-1111（内線：3038）
当新 卓也